

表彰規程 情報システム教育委員会における細則

H23.11.5 制定

第1章 細 則

第1条 情報処理学会 表彰規程第1条に基づく情報処理教育委員会 情報システム教育委員会主催のコンテストの表彰規程細則を定める。

第2章 情報システム専門家育成教育賞

第2条 情報システム専門家育成教育賞は、情報及び情報処理関係の専門領域に関連する教育や人材育成の活動を主な対象として、情報処理教育委員会 情報システム教育委員会が主催する情報システム教育コンテスト（以下「教育コンテスト」という。）において優秀な成績を修めた者（個人またはグループ）に贈呈する。

第3条 情報システム専門家育成教育賞を受けるものは、教育コンテストごとに複数名（個人またはグループ）とし、会員であることを要しない。

第4条 情報システム専門家育成教育賞は、賞状および副賞とする。副賞は、原則として、1コンテストあたり3万円以下の物品とする。

第5条 前条の表彰の候補者または候補を調査選定するため、情報処理教育委員会 情報システム教育委員会委員長が任命する委員長および委員で組織する審査委員会を設ける。

第6条 審査委員会における表彰の候補者または候補の選定は、別に定める選定手続等により行う。

第7条 情報システム教育委員会委員長は、前条の手続により表彰の候補者または候補の選定を終わった時は、選定要旨その他所要事項を付して、その結果を情報処理教育委員会委員長に報告する。

第 8 条 審査委員会は、表彰の受領者が決定された時をもって解散する。

第 3 章 補 則

第 9 条 この規程および第 6 条の選定手続きの改廃は、情報処理教育委員会 情報システム教育委員会の議を経て、情報システム教育委員長がこれを行う。

第 10 条 この規程は平成 23 年 11 月 5 日から発効する。